

第24回 地方分権改革有識者会議・第37回 提案募集検討専門部会 合同会議 議事概要

開催日時：平成28年3月16日（水）10：00～12：00

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館8階）

出席者：

〔地方分権改革有識者会議〕神野 直彦座長（司会）、小早川 光郎座長代理、市川 晃議員、勢一 智子議員、谷口 尚子議員、戸田 善規議員、平井 伸治議員

〔提案募集検討専門部会〕高橋 滋部会長、伊藤 正次構成員、大橋 洋一構成員、小早川光郎構成員、勢一 智子構成員、野口貴公美構成員（小早川光郎構成員と勢一智子構成員は、地方分権改革有識者会議議員と兼務）

〔政府〕伊藤 達也大臣補佐官、松山 健士内閣府事務次官、石原 一彦内閣府審議官、池田 憲治内閣府地方分権改革推進室次長、三宅 俊光内閣府地方分権改革推進室次長

議事

- （1）平成27年の地方からの提案等に関する対応方針等について
- （2）平成28年の提案募集の実施について
- （3）その他

1 冒頭、松山事務次官及び戸田議員から以下の主旨の挨拶があった。

（松山内閣府事務次官）

本日の会議では、平成27年の提案募集の取組を総括していただき、平成28年の提案募集の進め方について御議論をいただく予定である。平成28年の提案募集が建設的で、さらに充実した成果につながるよう、本日も活発な御議論を頂戴したい。

（神野座長）

白石勝也議員が、本会議の議員を退任され、このたび、戸田善規兵庫県多可町長が本会議の議員に就任されたので、戸田議員から御挨拶をいただく。

（戸田議員） 私のところの町は、際立った個性も持っている一方で、全国同様に人口が減っているという状況で、創生の課題にどう立ち向かうかというのが一番大きな課題である。

最近スピードが求められており、決定権限が近いところにあるほうがよいとの思いの中で、積極的に議論に参加させていただきたい。

2 次に、平成27年の地方からの提案等に関する対応方針等について、三宅内閣府地方分権改革推進室次長から、説明があった。その後、意見交換が行われた。概要は以下のとおり。

（三宅次長）

資料1-1は、「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針【概要】」であり、前回、11月26日のこの会議で御審議いただいた案をもとに、12月22日に地方分権改革推進本部の決定を経て閣議決定した。

次に、資料2を御覧いただきたい。第6次地方分権一括法案は、先ほどの対応方針に沿って関係の法律の整備を行おうというもので、3月11日に閣議決定し、国会に提出した。15本の法律を一括して改正したい。「地方公共団体への事務・権限の移譲等」で11法律、「地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し」で4法律を改正したい。

資料3は、平成26年の対応方針のフォローアップであり、全部で10項目ある。

最後に、27年の提案で、関係府省において予算編成過程で検討を求めたものについては、参考資料を御覧いただきたい。

（平井議員） 法案が閣議決定をされ、国会の場へと移ったことに、地方団体としても感謝を申し上げたい。

ハローワークについては、これまでも地方団体側から幾度となくチャレンジをしてきたところであり、今回このような成果が出てきたことは喜びにたえない。

この新しい仕組みは、地方版のハローワークをつくること、それから協定を結んで実効性あらしめる国・地方の協力関係をつくることなど、法律の中でも表現をされており、心強い。ぜひ早期の成立を図っていただきたい。

ただ、地方分権改革有識者会議でも、十分フォローアップをしていただきたいし、政務の皆様も含めて、なお一層のお力添えをお願い申し上げたい。

法律ができて、使いづらい制度になっているということが往々にしてある。今回のケースで言えば、例えば情報がなければ職業のあっせんはできない。この情報については、その中身がフルパワーで来ないとフルパワーの仕事ができない。

また、雇用保険の事務についても、ハローワークを地方で開設した場合に、それが本当にできることにならないければ、ハローワークに行っても意味がないと感じる若者たち、職業を求める方々が出てしまうという結果になり、結局は国民の不利益になる。

あと、お金についても、現在は雇用保険特会などで賄われていることが多いが、そういう資金的なところが今後どうなるのか。また、場合によって地方財政対策の中できちんと100%措置されるのかどうか。その辺も、成立後の課題になる。

そういう意味で、今後のフォローアップを本会議のほうでもぜひ行っていただきたい。

あわせて、今回、約7割を超える地方側の要求が満たされた格好になったが、なお一層これを前に進めていくという意味で、ぜひ地方側のいろいろな申し出に対し、丁寧に対応していただきたい。

(神野座長)

今後の対応等々について、極めて生産的な御提案をいただいた。

(小早川議員) ハローワークは本当に画期的なことであった。結局は利用者のためになるかということが最終的な評価の指標になる。だから、関係者がさらに前向きにやっていっていただいて、利用者の満足が得られるようにということを期待している。

3. 次に、平成27年の提案募集の取組の総括について、高橋提案募集検討専門部会部会長から説明があった後、平成28年の提案募集の実施について、三宅内閣府地方分権改革推進室次長から説明があった。その後、意見交換が行われ、平成28年の提案募集の実施について有識者会議として了承することとされた。

(高橋専門部会長) 資料4に即し、平成28年の提案募集の実施に当って、その議論の参考としていただくために、平成27年の提案募集の取組みの総括について、私の所感を述べる。

平成27年の提案募集の取組においては、7割を超える提案に対応できることとなり、大きな成果を上げることができた。そのうち、法律事項については、関係法律を一括改正する第6次地方分権一括法案が先日閣議決定された。地方分権を適切に進める観点からは、ぜひ早期に成立させていただきたいということを私からお願いしたい。

このような成果につながった要因として、主に3点挙げることができる。

まず第1に、提案募集方式も2年目に入り、1年目に比べて提案のための準備や検討が充実するように、あらかじめ取組を進めたということがある。

事前相談において、提案の背景、支障事例等の聞き取り、過去の経緯や関連制度の精査、そして予想される論点の事前整理、これらを事務局と提案団体との間で行っていただいた。

この結果として、地域の実情に即し、実際の支障事例を踏まえた説得力ある提案をもって、関係府省へのヒアリングに臨むことができた。現に、多くの提案団体からは、「提案の趣旨や内容を理解してもらうことができた」とか、「提案の説得力や成熟度を増すことができた」、こういう声を寄せられている。

また、提案募集検討専門部会で取り上げる重点事項については、あらかじめメルクマールを整理したことにより、地方からの提案の重点をわかりやすく示すことができた。すなわち、地方創生に資するもの、これまでの地方分権改革の取組を加速・強化するもの、住民サービスの向上や適切な実施に直結するもので、部会での法的な視点からの専門的な調査・審議になじむもの、こういうメルクマールを挙げ、これにより政府内の検討を円滑化することができたと考えている。

次に第2の要因としては、地方側の頑張りというものを挙げるができる。

平成27年度の取組においては、提案段階での共同提案に加え、提案団体と同様の支障事例を持つ自治体に追加の共同提案を募ったことで、共同提案が非常に充実した。この結果、個々の支障事例や地域の実情を積み重

ねることが重要であると改めて再認識することができた。

また、自治体みずからが検証し、提案する取組というのも非常に効果的であった。例えば、これは雇用対策部会で検討していただいた案件だが、ハローワークについては特区や一体的実施を自治体みずから検証し、提案していただくことにより、雇用対策部会における検討の促進・実現に大きく寄与したのではないかと。

さらに、提案団体においては、事前相談から年末の対応方針の閣議決定に至るまで、各種の照会、支障事例の詳細等に積極的に対応いただくなど、非常に粘り強く取り組んでいただいた。

これらの提案団体の精力的な取組に見られるように、これまでは行政の現場での違和感というのは、従来は中央に対する陳情となっていた。しかしながら、現時点においては、多くの自治体はその解決策を提案するようになっていくところまで分権が進んだと感じている。

第3の要因は、専門部会で時間をかけ、丁寧に議論をすることができたという点。部会では、各府省の局長級の幹部職員の参画をいただき、特に2度目の府省ヒアリングに当たっては、議論を正確にするため、本合同部会にもお示しした上で、部会の関心事項を事前に各府省に文書で提示するなど、一つ一つの項目について丁寧な議論を行った。このような各府省との粘り強い対話が大きな成果を生んだものと考えている。

そのほか、制度改正につながらなくとも、実際の支障事例に即した解決策を生み出すことができたなど、提案募集方式の利点を生かした作業が定着してきたと考えている。

次に、平成27年の提案募集の取組を通じて明らかになった課題について、大きく4点を申し上げたい。

まず第1に、提案に関して、国から地方側にアンケートを実施するに際し、関係府省が行ったアンケートと事務局が行ったアンケートの結果が異なるということがあり、検討課題だと感じている。これは、アンケートの趣旨・目的・項目の中に分権の観点が含まれていなかった場合や、地方公共団体の事務・事業担当課のみにアンケートがされて、地方分権担当課が内容を知らない場合があるなど、アンケートの実施方法が不統一であったことが原因であると考えられる。

第2の課題は、市町村からの提案が低調であった。平成27年度の取組では43都道府県から提案をいただいたのに対し、市町村では39団体からしか提案をいただくことができなかった。

第3の課題は、提案募集方式は平成28年度で3周目に入るということで、より多くの団体から新たな提案を持続的に提案していただくということが必要になっていると感じている。

そこで、今後の持続的な提案のために、地方公共団体におかれては以下の観点到に留意して現場を再点検していただきたい。

まず、既に地方分権の作業の俎上となった諸課題の中でも、社会情勢の変化の中で新たに提案対象とすることが可能となってきたものがある。平成27年度の提案で具体的に申し上げますと、例えば水質汚濁物質の総量削減計画に係る国の同意の廃止、さらには診療所に係る病床設置許可権限の指定都市への移譲などがこのような項目に該当する。

次に、社会情勢の変化に応じ、地方公共団体が新たな施策にチャレンジしようとする場合に、従来までは桎梏と感じられていなかった制度が障害となるということがある。例えば、平成27年度の提案では、空き家への短期居住者等に旅館業法が適用されない場合の明確化、災害における放置車両の移動等に係る措置の拡大などがあった。これらは、地方創生の施策を進めようとする際に、新しく障害と意識された制度であり、これにより改革を求められたと考えている。

第3番目に、業務効率の改善・合理化を達成する目的をもって事務・事業を再検討した結果、改革の課題を見出すことが可能となった事例がある。平成27年度の提案では、施設入所児童等に係る予防接種の保護者同意要件の緩和が、このような事例に該当する。

最後に、私どもにおきまして、引き続き充実した議論を行っていききたい。具体的には、提案の実現に向け、提案によって問題発見されたものを現場と提案募集検討部会・事務局とが共同して、制度改正の裏づけとなる立法事実までつないでいくことが重要だと考えている。

また、引き続き関係府省との粘り強い対話を通じ、十分な論点の整理、対応の方向性の検討の充実を図っていく必要がある。

締めくくりとして、フォローアップについて申し上げる。年末の対応方針の決定に向けて、平成26年度の提案及び平成27年度の提案のうち「引き続き検討を進める」ものについては、秋ごろまでに論点の整理をし、対

応の方向性を検討していく必要がある。

昨年度、平成26年度の地方からの提案については、先ほど三宅次長より資料3に即して御紹介があった。このようなことを引き続き平成27年度についても行っていく必要がある。

さらに、そのほかの課題についても、三宅次長より参考資料という形で御紹介いただいた。このような作業についても、平成28年度にもぜひやっていきたい。

(三宅次長) 資料5に基づき平成28年の提案募集の実施について、説明申し上げたい。

平成27年の進め方を基本的に踏襲して、28年の提案募集も実施したいと考えている。

具体には、提案団体には引き続き事前相談を必ず行っていただくように依頼したい。事前相談で提案内容の精査、あるいは支障事例などについて、十分に私たちとも共有して提案につなげていきたい。

また、追加の支障事例・共同提案を早期に照会したい。平成27年については、中途段階から各団体に追加の照会をした。今年は、提案募集が終わった直後に照会し、そこで取りまとめて各府省に提案の検討を要請する際にあわせて提示したい。各府省の検討においてもこうした追加の支障事例・共同提案といったものをあわせて御検討いただくことによって、より一層検討の充実に資する。

次に、市町村からの提案の掘り起こしをしたい。市町村からの市町村提案団体がまだ少ないので、3月から5月にかけて市町村の説明会を全国10ブロックにおいて開催したい。

ブロック説明会を通じた、これまでの提案募集の成果とか、日ごろ支障に思っていることについて、ぜひとも提案募集を利活用していただきたいと訴えていきたい。

次に近隣自治体との連携を促進したい。各種施策を連携して行っている近隣自治体は必ずどこにでもあると思う。課題の共有、発掘、あるいは自治体の区域をまたいだ課題の発掘といった点で、ぜひとも日ごろの連携・連絡を一層図っていただければ、より提案の発掘につながるのではないかと考える。

最後は、各種様式について、地方の意見を踏まえて簡素化をしたいと考えている。部会長からお話があったアンケートについては、検討に手戻りが出ないように対応してまいりたい。

今後のスケジュールについては、本日この会議で方針を決定いただければ、明日から事前相談・提案の受付を開始したい。5月23日には事前相談受付を終了し、本提案の受付終了が6月6日。その翌日から追加の照会をし、7月上旬にはまたこの会議を開催し、提案の概要の御説明、それから重点事項の決定をいただき、各府省への検討要請という運びを考えている。ここから各団体、各府省などからのヒアリングなどを経て、各府省との調整に入って、11月下旬にまたこの会議で方針案の了承をいただき、12月には対応方針の決定を迎えたいと考えている。

(戸田議員) 1点、町村の都市計画に係る都道府県同意の廃止については、平成30年中に同意の廃止を含む検討をし結論を得るということになっている。引き続き検討ということで、御提案の実現に向けて御尽力いただきたい。

また、支障事例を重視した提案募集のあり方については、具体的な支障事例に拘泥されると、なかなか提案がしにくいという部分があるのではないかと。規制緩和や事務改善については具体的な支障事例が効果的だが、国から地方への権限移譲については、地方が実務を行っていないので、具体的な支障事例の提出が困難ということがあるのではないかと。

27年の提案のうち、実現できなかった提案についても、地方の発意に根差した取組を推進するという提案募集の御趣旨を踏まえ、再度実現に向けて丁寧に対応していただきたい。

また、新たな支障事例や情勢変化ということを余り強調されると、再提案ということも躊躇せざるを得ない。地方創生や一億総活躍、そのことの実現に資するものと判断される提案については、積極的に再提案を逆に呼びかけていただければどうか。

重点事項に係る専門部会での提案団体の出席については、提案団体が参加をしたいという声がある。

また、説明会は、職員を対象ということだけでなく、トップのほうにもっと呼びかけていただきたい。首長に理解いただくというのが一番有効的ではないかと思っている。

(神野座長) 支障事例の問題については、実際の現場に問題が生じていることを解決していくという方向を中心に分権を進めようという方針にもかかわってくるので、この提案募集方式に変えたときの重要なポイントである。

(三宅次長) 再度御提案いただく際には、新たな情勢変化、新たな支障事例を求めさせていただいている。一億総活躍とか地方創生といったものについて、それを進めていくに当たってのいろいろな支障が出てくるといったようなことが、まさに従来想定されなかった新しい支障事例ではなからうか。

また、部会への出席の件については、私ども事務局でまず提案団体からお伺いをし、その内容について部会の先生方に御説明したという経緯である。

(高橋専門部会長) 事務局ときちんと御相談いただき、論点とか御提案の趣旨を精査して、それを部会が受けとめるという形になっている。そこは必ずしも私どもが直接聞かないという趣旨ではない。

権限移譲については積極的にこういうことがプラスアルファ、これができないのでという形でお話しできないと、なかなか御提案しにくいということは非常によくわかる。つまり、積極的にこういうことができないのがまさに支障なのですと、ここの御説明をきちんとブロック会議等でさせていただくことで、より積極的な権限移譲につなげていただく工夫が必要と思ったので、事務局とも相談して、説明の仕方を工夫していきたい。

もう一つ、新たな情勢変化といった一番の肝が一億総活躍であるとか地方創生だと思うので、そこは強調して御説明していただくことが重要ではないか、そういう問題提起をいただいたと受けとめている。この辺もぜひブロック会議と、それから説明資料などでも、そういうことが提案の趣旨で、ここをぜひ実現するために一緒に頑張りましょうという形での説明の仕方を、事務局とも相談しながら考えていきたい。

(神野座長) ただいま現場から頂戴した御提案については、運用していく過程で事務局でも丁寧に配慮していただいて、専門部会でも、あるいは私どもでも御趣旨を忖度しながら対応していきたい。

(平井議員) 市町村からの提案の掘り起こしとして、各ブロックで説明会を開催するということだが、都道府県も少し掘り起こしていただければありがたい。

そのときの進め方は、フランクな話し合いをしていただきたい。支障事例といってもなかなか現場ではわかりにくいところもあるので、いろいろと意見交換をするような形で進めていただいたり、現場を見ていただきながら、内閣府でも、こういう主張があるのだなというのがわかっていただけるような、出張して状況を見るということもあっていいと思う。

また、例えば専門部会等で団体の意見を聞くような場や、あるいは他省庁とやりとりをするような場など、少しそういう機会も設けていただけると、納得性も得やすい。

1次回答、2次回答、最終回答で丁寧な御説明をいただいたり、場合によっては各府省間とまたやりとりを直接させていただくような機会があってもいい。実はこういう観点で別の支障事例もあるのだよとか、この条文かと思っていたけれども別の条文のほうが実は引かかるということがわかってきたりとか、どうしても現場のほうは見えにくいところで動いているので、その辺を今後も御差配をいただければありがたい。

また、対象についても、ある程度柔軟に受け入れていただきたい。要はワンストップサービスのこの地方分権改革有識者会議が対応できないか。地方側からは、国の中の仕組みはよくわからない。

高橋部会長が御指摘されたことで、地方団体側への御注文はぜひ真摯に受けとめさせていただきたい。アンケートの結果が異なってくるということについては、今回ハローワークでも、我々のほうのアンケートと省庁側のアンケートで180度違うことが出てきた。それはアンケートのとり方とか、対象者とか、そういうところで大分変わってきたということ。

直接のヒアリングについても御配慮いただければと思う。

(大橋構成員) アンケートについて、各省庁が自由にアンケートをすると、アンケート項目の立て方という問題点もあり、また、国、県、市の原課の間だけでコミュニケーションすると、やはりどうしても従来の運用に縛られるようなところがある。したがって、アンケートする段階で、例えばこちらの事務局とアンケート項目について一度相談するというようなプロセスを設けるとか、原課だけではなくて、自治体の分権担当部局にも同時に照会をかけるとか、こういう返事をしましたということを一報入れてもらうというような形にできないか。

次に、市町村からの掘り起こしという点だが、確かにこの委員会の一番のポイントは、法律改正につながるということは非常にメリットだと思う。しかし、逆にいろいろお聞きしていると、必ずしも法律を変えなくても、政令が少し変われば改善ができる、場合によって通達を変えてもらう、通達を変えなくても、通達の表現、少し言い方を変えてもらうだけでも変わる、場合によっては、誤解があって運用をこういうことですと説明し

てもらえれば解決するということがあって、問題の原因がどこにあるかがよくわからないようなところがあるので、制度改善ができるということは強調いただくとしても、それ以外には、困っているということを広く申し上げてくださるというような形での掘り起こしをしていただくことが大事と思う。

また、これだけ市町村から提案が少ないということは、市町村には、どこが国でどこが都道府県のことなのかというのがよくわからないようなことがあるかもしれない。場合によっては、都道府県にお願いすることだと市町村からは見えているのだけれども、実際には都道府県は法律どおりにやっているの、国のほうにお願いしなければいけないようなことがあるかもしれない。そういう困っていることの相談ぐらいから少し受け付けて、提案に結びつけていただくということも、場合によっては掘り起こしという活動の中には必要になってくるのかもしれない。

(神野座長) どこを対象としてアンケートを実施するかは、最初に調整するほうがいいのかを含めて、事務局、今答えることができるか。

(三宅次長) 分権課と原課に投げただけであれば、庁内全体の検討が行えるのではないかと考えている。

また、問いのほうも、どうしてこういうアンケートが行われているのかということから解きほぐしていただければ、よくよく自治体の中でも御理解が深まるのではないかと。なるべく検討が手戻りにならないように工夫をしていきたい。

(平井議員) 地方自治体トータルではやるべきだと考えていても、担当者は自信がないのでノーと答えるので、アンケートはどうしても消極的になる。一方で、同じアンケートを首長まで上げてとると、9割賛成と出る。

やはりアンケートというものを上手に活用される向きがあり、アンケート結果だけを信用するべきでない。例えば知事会なり、市長会、町村会なりも使っていただいて、要はセカンドレファレンスという形で補足のアンケートをしてもいいのかもしれない。

(谷口議員) 数字がひとり歩きするというのは怖い。ただ、同時に、多様でも出たほうがよいのかなと思う部分もある。数字がひとり歩きすることで、みんながそれを出さな出すなど、お互いに出さないようにすると、今度は判断材料が減ってしまう。多様でも、対立していても、判断材料はあったほうがいいのか。

(神野座長) どこの調査をしたのか、それはこういう調査だったのかということを知って、その中身を読ませていただくというのが普通。調整したほうがよい等を含めて御検討いただきたい。

(市川議員) 市町村は、今何が起きているか、何をやろうとしているのか、そして自分たちがどういう問題があるのかということの気づきがまだまだ不足している部分がある。

市町村説明会の内容等も、広く一般の方にも公開していただいて、そして各地方それぞれの中でも、地方分権はもともと地域の住民の方、事業主の方の生活に直結しているわけだから、地元の住民の方、事業主の方に一緒に入っていただけるような仕組みや、ある意味ではそれぞれの地域ごとに有識者会議など、そういう議論をする場があってもいいのではないかと。

(勢一議員) 従来の行政慣行が、まだハードルになっているようなところもあるのではないかと。市町村が国に対して直接具体的な提案をするというような仕組みは、これまでほとんどなかったの、そういう国との距離感がまだ慣れていないというところがあるのかなという印象を持っている。

また、地方現場の支障を国が直接受けとめて制度改正をするというルートも余りなかったの、こういう形で経験を積み重ねていくことで、今後、より制度がよく動くようになる部分もあるのではないかと期待している。そういう点では、継続するということが大切なのではないかと。

今後、フォローアップとフィードバックをできるような情報共有の体制とか、あるいはルートを何らかの形で用意しておく必要がある。

(野口構成員) 高橋先生におまめいただいた去年の総括の3ページの2の(3)に書いていただいた3つのポイントは、基礎自治体に向けての非常に大きな方向性を示すものであると受けとめている。同時に、提案を受ける専門部会の心得としても、こういう3点の方向の中で出てくる提案なのだということを真摯に胸の中に刻んでおく必要がある。

(三宅次長) 市町村が直接国へ提案することに慣れていないというお話をいただいた。市町村の方に説明会の場を通じ、地方分権改革推進室には県や市の若手の職員にたくさん来ていただいており、そうした職員がまず

は事前の相談を承るので、そういう意味で非常に身近な人間がやっているということをPRしていきたい。

平井知事から相談のワンストップというお話があったが、いろいろ事前にいただいた中で、例えばこれは特区制度でなじむということであれば、そちらの窓口を紹介する。あるいは、規制改革のほうがなじむのだということであれば、そちらを紹介する。最低限そういったことはさせていただきたい。やりとりの途中経過がよく見えないということも指摘いただいたが、担当者レベルでは事実上、いろいろな各府省の意見等を我々の担当がまた各県の提案団体に伝えて、そこからいろいろなフィードバックをいただいてやりとりをしているといった実態がある。

(伊藤構成員) アンケートの問題については、これも大体ある提案に賛同している団体が多いか少ないかみたいな話になって、結局、水かけ論になってしまうので、これは多いとか少ないということではないということでは明確にした上で、我々も提案に対して臨むということを改めて確認をしたい。

(小早川議員) 提案募集によって今まで成果が上がってきている。地方の事務が国の法令、国の制度で枠づけられていることを前提にした上で、その枠づけている国の制度を現場で使うときに、ここは使い勝手が悪いね、微調整したらもう少しいい成果が出るのにねということ、いわば国の制度のアジャストメントみたいな部分が多い。国と地方の関係の場合に、それだけではなくて、国の制度がのさばり過ぎているというのがもう一つの地方分権のもともとの着眼点。権限移譲とか規制緩和がこの話に乗りにくいというのは、多分そういうところと関係している。つまり、もう最初から国が国の制度でやりますよというふうに困り込んでいる。そのこと自体がおかしいのではないかとこのシステムではちょっと乗っかりにくいところがあるかと思う。

ただ、権限移譲にしても、県なり市町村なり、こういう権限を使って仕事をしているのだけれども、一つ抜けているので全体としてやりにくいというような場合ですと、そこは支障が具体的に出てくるわけで、提案になってくる。

一方で、提案募集方式の限界というのものもあるわけなので、これからさらに地方分権というのは永続的な仕事になる。従来で言うと、義務付け・枠付けの緩和。国の制度でやっていたものを地方の制度でやるようにしたらどうだという、その基本的な切りかえみたいなお話をこの作業とどうつなげていくのか。あるいは、そのためのまた別の仕組みが必要なのか。これは今後の課題なのではないか。

(神野座長) 御指摘のように、提案募集方式を進めていくのだけれども、その限界とか問題点を念頭に起きながら進めていきたい。

ほかによろしいか。

事務局の方針に基づいてやっていくということについては異議がないということで、部会及びこの合同会議でもって、この方針については御承認ということにさせていただいてよろしいか。

(異議なし)

(神野座長) それでは、事務局の方針に基づいて今年も進めていただくということにさせていただき、早速明日から募集を開始する。事務局は、一層充実したものに実現すべく、奮励努力していただきたい。

4 最後に、伊藤大臣補佐官から以下の主旨の挨拶があった。

(伊藤大臣補佐官) 今年につきましては募集を前倒しさせていただき、同様に困っている事例や、あるいは共同提案を早期に照会できるようにしてまいりたい。また大臣から強く、地方の方々に必要な情報を的確に伝えていくことが極めて大切なことだという指示も出ている。それを受けて、各ブロックで市町村の皆様方に対する説明会を開催させていただく。

知恵は現場にある。地域の中に根差した提案が一つでも多く起きていくように、私どももそうした基本的な視点を大切にして、そしてその提案を最大限実現できるように努力をしてまいりたい。

以上